

## 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者制度の導入にあたっての 基本方針

令和6年8月1日 岩手県文化スポーツ部文化振興課

### 1 指定管理者制度を導入する目的

「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設として設置されました。

管理にあたっては、次の3点を目指し指定管理者制度を導入します。

- (1) 設置目的を十分に理解した上で、施設の効用を最大限に発揮させること。
- (2) 利用者のニーズに対応するよう、地域・関係団体と協力し、施設の利用を最大限に高めること。
- (3) 利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること。

### 2 指定管理期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

### 3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 管理計画書、収支計画書に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- (5) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の削減に努めること。
- (7) ごみの削減、省エネルギー、CO2削減等、環境に配慮した運営を行うこと。
- (8) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (9) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (10) 地域経済・地域雇用、地域振興に配慮すること。

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

次のとおりとし、詳細については、募集要項で定めることとします。

- (1) 施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 常設展示等の事業の実施に関する業務
- (3) 施設の入館及び行為の許可、利用料金の徴収等に関する業務
- (4) その他施設の管理運営に必要と認められる業務

なお、調査研究機関としての柳之御所遺跡発掘調査関連業務（出土品等の収蔵・保存管理、調査研究・情報集積）については、引き続き県教育委員会が実施します。

## 5 応募資格

指定管理者として申請できる団体は、次のとおりとします。

(1) 法人その他の団体であること。(法人格の有無は問いません。)

ア 個人では申請できません。

イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）でも申請できます。

ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

エ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。

オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

(2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続している団体

ウ 岩手県から指名停止措置を受けている団体

エ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

(3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

## 6 利用料金

(1) 利用料金制度

指定管理者の自主的な経営努力による収支改善を促すため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制度を採用し、利用料金収入は指定管理者の収入とします。

(2) 利用料金の設定

平泉世界遺産ガイドランスセンター条例（令和 3 年岩手県条例第 36 号）に定める金額の範囲内で指定管理者が設定することとされているため、指定管理者の指定を申請する際、利用料金設定案の提出を求めるとします。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、条例に基づき県が定めて基準により行うものとします。

## 7 指定管理料

管理運営に関する経費は、県からの指定管理料、利用料金及び自主事業等による参加料等収入とで賄うこととなります。

なお、県からの指定管理料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとし、指定管理者の経営努力が収益に反映されるよう、経費の節減（利用者のサービス低下につながらないように留意すること。）や利用率の向上などにより収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、**光熱水費、券売機に係るキャッシュレス決済手数料及び修繕費の精算**を行うものを**除き**指定管理料の額を減額しないものとします。

## 8 募集方法

公募により行うこととし、公募にあたっては選定基準、審査内容を情報公開したうえで行います。

周知方法については、県ホームページ等により広く周知を図ります。

また、申請予定者には、現地説明会を開催します。

## 9 選定基準

「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第3条に規定されている選定基準に基づき、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者選定委員会において策定するものとします。

## 10 選定方法

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者選定委員会において、書類選考及び面接審査を行い、指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

## 12 その他

指定管理業務の細部に関する事項については、指定管理者候補者と県とで仮協定書を締結し、議会の議決後、指定管理者と県とで協定書を締結し定めます。